

豊岡市ステップアップ支援補助金（通常型）公募要領（2022年4月12日施行）

項目	内容
対象事業	<p>豊岡商工会議所又は豊岡市商工会の支援及び事業計画の認定を受け、具体的な数値目標を設定し取り組む下記の事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新製品又は新サービスの開発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社における新たな製品・役務の開発 ・ 自社において既に取り扱っている製品・役務について、原材料や機能性、価格賦課方式や提供方法など複数の構成要素が具体的に異なる新たな製品・役務の開発 2 生産方式又は販売方式の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社における既存の生産方式と比べ、工程、設備、技術・技能、原材料・中間原材料、エネルギー使用量その他複数の構成要素が具体的に異なる新たな生産方式。 ・ 自社における既存の販売方式と比べ、場所、時間、設備、販売相手方、販売相手方との接触方法、決済方法等の複数の構成要素が具体的に異なる新たな販売方式。 3 販路の拡大又は新販路の開拓 <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会・商談会等への出展（但し即売会等の主として直接販売を行うものを除く）、ウェブサイト（ECサイトを含む）の新設・改修、モール型電子商取引サイトへの出店内容改善又は新規進出、事業所の設置等の取り組みで、既存の販路の拡大又は新たな販路の開拓が具体的に示せる事業。 4 新分野への進出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時点において既に収益が生じている事業に対し、㊦日本標準産業分類中分類以上の違いがある分野、㊧日本標準産業分類小分類以上の違いがあり、具体的な違いが認められる分野、㊨既存の定義に当てはまらない分野のいずれか1つ以上に新規進出する事業。
対象者	<p>下記に掲げるいずれかに該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内に事業所を置く中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（中小法人・個人事業主）。） 2 1に該当する者を1以上含むグループ 3 収益事業を行い市内に事業所を置く法人で、1の者以下の規模の者 <p>但し、次に掲げる事項に該当する場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市税を滞納している者 ・ 暴力団など反社会的団体の構成員又はそれらの関係者 ・ その他市が補助金を交付することが不相当であると認められる者及び同事業を行う者
対象経費	<p>次に掲げる経費で、補助金交付決定後に発注、契約、支払等を行うもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設備又はシステム（取得価額が概ね1万円以上のもの）の購入、借用、製作及び改良に要する経費（借用料は事業期間内を対象に支払う部分に限る。） 2 事業所の新設、改修及び修繕に要する工事費

	<p>3 展示会出展に要する経費（小間料、ブース・広報資材製作費、輸送費、旅費、通訳費及びコンサルタント料）</p> <p>4 ウェブサイト（ECサイトを含む）の製作及び改修に要する委託料</p> <p>5 事業の高度化に要するコンサルタント料</p> <p>6 新製品の試作に要する原材料費</p> <p>〔注記〕</p> <p>上記1～6は<u>原則豊岡市内の事業者に発注等を行ってください。</u>但し、性質上豊岡市内の事業者が発注等ができない（展示会出展費等）場合、その他特別の事情（豊岡市内に取扱い業者が存在しない等）により市外の事業者にししか発注等できない場合には、市外の事業者が発注等を行っても差し支えありません。）</p> <p>なお、上記に該当する経費であっても、下記の場合は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三親等内の親族及び生計を一とする者に支払う費用 ・ 中古設備（アンティーク品を含む） ・ 自動車・バイク等の車両（移動販売専用車等用途が限定される場合は除く） ・ 消費税等租税公課その他市が補助金の交付対象として不適切と認めるもの
補助率及び補助金額	<p>1 補助率 補助対象経費の2分の1以内 （環境経済認定事業を推進する事業は3分の2以内）</p> <p>2 補助金額 下限50万円～上限200万円（1,000円未満切捨て）</p>
公募期限	2022年5月23日（月）まで
提出書類	<p>1 補助事業計画書（別表及び添付書類を含む）</p> <p>2 豊岡商工会議所又は豊岡市商工会が発行する補助事業計画認定書</p> <p>3 法人：直近2期分の貸借対照表及び損益計算書（様式任意） 個人事業主：直近2期分の確定申告に係る決算書及び貸借対照表（貸借対照表を作成していない場合には貸借対照表は除く。）</p>
提出先（相談先）	<p>次のいずれかの商工団体に、作成済みの提出書類（電子データ及び書面）を公募期限までに提出してください。（「補助事業計画認定書」は商工団体から発行を受けてください。）なお、補助事業計画認定書の発行や、事業計画書等の内容確認・作成指導には一定の期間を要するため、提出に先立って可能な限り早期に、商工団体に事前相談を行ってください。（事前相談を行わずに提出すると、認定が受けられない（提出が受理できない）場合があります。）</p> <p>1 豊岡商工会議所（提出期限の5日前までを目途にご相談ください。） 〒668-0041 豊岡市大磯町1-79 じばさん TAJIMA 6階 電話番号 0796-22-4456</p> <p>2 豊岡市商工会（本部または最寄りの支部にご相談ください。） 本部 支援課 〒669-5305 豊岡市日高町祢布 920 豊岡市役所日高庁舎 2階 電話番号 0796-42-4751 メールアドレス info@ingnet.jp 城崎支部 〒669-6103 豊岡市城崎町今津 290-36 電話番号 0796-32-4411 竹野支部 〒669-6201 豊岡市竹野町竹野 1582-1 電話番号 0796-47-1771 日高支部 〒669-5305 豊岡市日高町祢布 920 電話番号 0796-42-1251</p>

提出先（相談先） （続き）	出石支部 〒668-0214 豊岡市出石町内町 104 電話番号 0796-52-2113 但東支部 〒668-0311 豊岡市但東町出合 150 電話番号 0796-21-9115
審査内容	<p>提出された書面による審査会（一次審査）及び面談形式によるプレゼンテーション審査会（二次審査）を行います。審査では、申請者を一定の基準に基づいてグループ分けし、グループごとに申請事業を審査します。（「小規模事業者グループの審査」「大規模事業者グループの審査」など。）</p> <p>グループの異なる申請者を比較することはありませんが、評点項目は共通です。 ※公平性を担保するため、評点項目の詳細解説等は個別にお答えしておりません。</p> <p>【一次審査の評点項目】</p> <p>申請事業を下記の観点から審査し、基準を満たすものを二次審査に回付します。申請事業の件数が多数に及ぶ場合には、落選者が生じることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の実現性及び持続可能性 経営・財務状況、投資金額、事業計画内容、目標数値設定等 2 補助事業の効果 経営規模・補助事業のバランス、費用対効果、独創性・先進性・発展性・競争優位性・確実性・安全性等 3 環境経営の推進 環境負荷に関する分析・対策・目標設定の有無・妥当性等 4 その他 域内取引・雇用拡大等の地域経済への効果、申請事業の有する社会公益性（地域課題の解決に資するかなど）等 <p>【二次審査の評点項目】</p> <p>二次審査に回付された申請事業について、提出書面に加え申請者のプレゼンテーション審査会を開催し、下記の観点から審査します。一定以上の評点を得た申請事業を、補助金を交付すべき事業として採択します。</p> <p>なお、基準点以上の申請事業が多数に上る場合には、評点が高い順に予算の範囲内で補助金を交付すべき事業として採択します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業について <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要面評価、供給面評価、事業者評価等 2 事業者規模・成長段階との比較挑戦性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の重要性、経営拡大・持続効果、新規性・新陳代謝等 3 持続可能性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の営利性、財務・経営状況、ガバナンス・ステークホルダー等 4 地域内波及効果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 域内取引の拡大、雇用の増加・維持・質的向上、地域住民・社会への便益創出等 5 地域外資金獲得効果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 域外販売増加効果、域外調達減少効果等 6 環境経営の推進

審査内容 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境への影響（負荷・リスク）・対応策の有無、環境配慮に係る計画性、環境改善効果 <p>7 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1～6 評価項目以外の事由による加点及び減点評点
申請・採択の制限等	<p>① 申請：1 公募につき 1 者あたり 1 件まで</p> <p>② 採 択：1 年度につき 1 者あたり 1 件まで</p> <p>③ その他：「豊岡市ステップアップ支援補助金（アフターコロナ対応型）」との重複申請不可</p>
事業期間	交付決定日から 2023 年 2 月 28 日（火）まで
実績報告の期限	2023 年 3 月 6 日（月）まで
実績報告に関する書類等	事業に関する領収書・振込伝票、請求書、見積書（変更見積を含む）、納品書等の証票は、実績報告時に必要になるため、必ず保管してください。
補助事業内容の変更	事業内容・経費に関する変更が生じる場合、原則事前に承認申請手続きをしてください。（市の承認なく変更した場合、補助事業が無効になる場合があります。）
補助金の返還	次に該当する場合、補助金の返還を求めます。（但し、災害・病気等やむを得ない事情による場合を除く。） <ol style="list-style-type: none"> 1 事業完了後 3 年以内に事業を廃止した場合 2 市による補助事業に関する調査に協力しない場合 3 正当な理由なく豊岡市外を拠点として事業実施した場合 4 その他補助金で取得した設備を売却・処分する、虚偽によって補助金の交付を受けるなどの事由により、市長が返還の必要性を認める場合
その他	同一の対象経費・事業に他の補助金（国、都道府県その他の公的機関が運用する制度を含む。）を重複して充当することはできません。
補助事業の公表	豊岡市ホームページ及び市刊行物において採択者名、事業名及び交付決定額を公表する場合があります。

【申込み・問合せ】豊岡市環境経済部環境経済課経済政策係
Tel:0796-23-4480/E-mail: ecovallley@city.toyooka.lg.jp